

令和7年第3回大町町議会（定例会）会議録（第3号）							
招 集 年 月 日	令和7年9月8日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和7年9月11日	午前9時30分	議 長	諸 石 重 信		
	散 会	令和7年9月11日	午前11時50分	議 長	諸 石 重 信		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	5 番	山 下 淳 也		6 番	早 田 康 成		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	山 口 順 也		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	川 原 恵		
	会 計 管 理 者	宮 崎 貴 浩		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総務課参事	亀 川 修		
	町 民 課 長	吉 村 秀 彦		町民課参事	副 島 徳二郎		
	子育て・健康課長	灰 塚 重 則		福 祉 課 長	釘 本 あゆみ		
	子ども保育課長	前 山 正 生		農林建設課長	古 賀 九州男		
	教育委員会事務局長	井 手 勝 也					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和7年9月11日

日程第1 一般質問

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 5歳児健診の取り組みは | (藤瀬都子議員) |
| 2. 避雷針について | (藤瀬都子議員) |
| 3. 森林環境税を活用しての整備は? | (藤瀬都子議員) |
| 4. 将来に安心して暮らせる町づくりについて | (三根和之議員) |
| 5. 大町の外国人の移住・定住対応策について | (江口正勝議員) |
| 6. 身寄りのない独居高齢者の救済について | (江口正勝議員) |
| 7. スクールバスの導入について | (江口正勝議員) |

午前9時30分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和7年第3回大町町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第1. 昨日に引き続きこれより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。8番藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

おはようございます。8番藤瀬都子です。私は3点について質問をいたしますが、最初の質問は5歳児健診の取組はということで、就学前の発達障害の早期発見に有効ということで、1歳半健診と3歳児健診、小学校入学の半年前頃に行われる就学時健診は自治体の義務であるが、5歳児健診は任意のため、最近でも自治体の実施は少ないようであります。

こども家庭庁は2028年度までに100%実施を目指しているが、当町での取組は対応できる

考えであるのか。自治体への費用助成は1人当たり3千円から5千円に引き上げられました。政府が5歳児健診を推奨するのは、子供の発達障害などの特性が早期に分かれれば、必要に応じて専門的な医療機関等と連携しやすく、教育委員会などにつなげ、特性に応じた支援を受けられるように生かされるのではないかと。取り組んでいなければ、自治体として早速、次年度からでも取り組んでいただきたい。

○議長（諸石重信君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（灰塚重則君）

御質問にお答えいたします。

藤瀬議員が御心配されている、発達障害を抱える子供たちに対しましては、できるだけ早い時期から適切な支援を行い、一人一人に即した成長を促すことが重要であると考えております。

5歳児健診につきましては、発達の節目となる5歳時点での身体発育状況や情緒、社会性の発達状況を確認することにより、早期の支援や対応につなげる重要な機会であると認識しております。

なお、この5歳児健診は母子保健法において義務化はされておらず、一部の自治体において任意で実施されておりますが、国では本年度から5歳児健診の実施に係る費用について補助金が拡充され、全国への普及、実施を進めている段階です。

当町におきましても、他自治体の先行事例やその効果等について調査研究を重ね、実施の可能性について慎重に検討を行ってまいりました。しかしながら、様々な課題や状況を総合的に勘案した結果、令和8年度からの実施は困難であると判断しております。具体的には、専門医や心理職の確保が難しい状況にあることに加え、その後のフォロー体制の整備や既存の健診事業、子育て支援施策との調整にも時間を要する見込みであり、十分な準備期間が必要とされるためであります。

当町では法で定められているとおり、1歳6か月児及び3歳児の健診において実施する各種相談のほか、臨床心理士や児童心理相談員による子育て相談、言葉や行動面に関する相談を実施し、子育てや子供の発達に関する不安を抱える保護者に寄り添いながら、早期の支援や対応につなげられるよう努めております。

また、大町保育園、ヤクルト保育園ミルミルテラスおおまちにおきましても、保育士が保

護者へ子供の発達、発育に関する相談、支援を行うとともに、健診後の経過観察での連携や園での生活の状況など、発達障害等が気になる子供がいれば専門機関や保健師による巡回相談や発達支援相談等の活用により支援を行っているところです。さらには、就学前の子供に対して教育委員会が実施する就学時健診につなぎ、関係機関と連携を図っております。

今後につきましては、引き続き医師会や関係機関との連携、協力体制の構築を目指し、実施の可能性を探り、調査研究を継続してまいります。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

お答えいただきましてありがとうございます。いずれにいたしましても、本当に今ちょっとしたところでも、発達障害にいたしましても、対人コミュニケーションが苦手な場合は自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）、それから衝動的な行動などがある、注意欠如・多動症（ＡＤＨＤ）とか、それからまた、読み書きや計算が困難な学習障害（ＬＤ）などの症状、生まれつきの脳機能の障害とされる言葉の遅れなど、親が子供の発達に違和感を覚えたり、乳幼児健診で指摘されたことで理解できるというか、判明する。その中でも、何というんでしょうか、親がやっぱり自分の子供の障害を認めたくないというようなことで——今、学校のほうにしても、障害がある方たちも何割かはいらっしゃるようでございます。そういったときに、やっぱり１対１で先生たちがつかれたりとかしております。それで、その中でやっぱり小学校のほうでそのようにして対応されておりますので、ひじり学園の場合は小中一貫校でございますので、中学生になったときには落ち着いてきているというようなこともお聞きいたしました。それでもやっぱり早めに分かって、それを——大町の場合は、保育園にいらしてもいろいろ対応していただいております。ですが、令和８年度からは無理ということございましたので、その間にいろいろこういったことを準備されていかれると思いますが、どっちにしても、今、発達障害にしても分け方がいろいろありますので、私たちからしたら本当に——えっ、それは何の障害といたら、いろいろ細かく分かれていると聞いております。

いずれにいたしましても、やっぱり早期に、大町の場合はこども保育課のほうとか子育て・健康課のほうでも連動されているということでございますので、そこをなおさら、今年度、来年度までは積極的に出していただく方策を少し教えていただきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（灰塚重則君）

先ほど御質問いただきましたとおり、今後につきましては、我々としまでも子供たちの発達、発育、特に発達障害に関しては保護者にとっても大変重要で大きな課題ではあります。その点、当町の保健師、また保育士、現場でも丁寧な対応を心がけて、5歳児とは言わず、今の段階では保育園に入園されている未就学児全般、特に1歳半、3歳、当町で健診を行っている際にもできるだけ早い段階で対応できるような部分を心がけて実施しております。

また、次年度以降につきましてもその点は引き続き行いまして、さらに細かい部分で適切な対応ができるような体制をしっかりと図りながら、そして5歳児健診の実施に向けた調査研究を続けていきたいと思っているところでございます。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

いずれにいたしましても、専門家の方とか、そういった方々のお力をお借りし、医師会のほうともつながってくると思いますので、とにかく子供のためにしっかりと頑張っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

2点目は、避雷針についてということで質問いたします。

1つ目は、学校の体育館、運動場には避雷針が必要ではないか、2点目、教育の一環として、雷の危険性について指導も必要ではということで質問いたします。

新聞、テレビで報じられましたが、4月10日、奈良市の中学校グラウンドで落雷事故が起きました。スポーツの部活動で中高生6人が搬送された事故です。これまでにあちこちで起きた落雷事故から、文部科学省では屋外スポーツの落雷対策について教育委員会に通知が発せられたと思います。高さが20メートルを超える建物は設置が義務づけられていますが、20メートルを超えなくてもスポーツ行事を行うことも多々あると思います。避雷針を設置して

いるから安心ではありませんが、多くの児童・生徒が共有する場所です。避雷針の設置は必要と思います。

また、落雷の予測は難しいと思いますが、落雷に関する教育も当然必要と思います。登下校に3キロ近く歩く児童・生徒もいます。遠い近いに関係なく、いつ遭遇するかもしれませんので、教育の一環として雷に関する指導は徹底しておくことが必要だと思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

藤瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、避雷針についてですが、避雷針は建築基準法により、20メートルを超える建物には設置が義務づけられています。避雷針は落雷から建物を守るメリットがあります。避雷針は雷のエネルギーを地面にそらして、建物にダメージのないようにします。デメリットもあります。1つ目に、雷を呼び寄せてしまうことが挙げられます。避雷針は落雷しやすい金属棒を屋上に突き立てるため、雷を呼び寄せてしまいます。いわゆる誘雷針とも言うべきものです。2つ目は、落雷が建物内の電気設備にダメージを与える場合があります。パソコンなどの精密機械は、特にこの傾向が強いです。

今回の奈良市の学校での落雷により中学生と高校生6人が病院に搬送され、1人が意識不明のままとなっている事案についてですが、報道によると、学校にはグラウンドの隣に避雷針を4基備えた屋根つきのスタンドがありました。今回の落雷については、次のような報告が上がっております。雨が降り始めてすぐに雷が落ちたため、生徒を避難させる余裕がなかった、また、生徒が倒れた場所から避雷針があるスタンドまでは50メートル離れていて、避雷針に雷が落ちた跡は確認できなかったとのことだった。今回、避雷針の保護範囲はグラウンド全体に及んでおりません。

佐賀県の気象防災アドバイザーの溝上良雄氏は、雷の音が聞こえたら危険な状態であり、建物の中や自動車の中へ避難すべきである。また、樹木から4メートル以上離れることも大切である。雷は積乱雲の位置次第で海面、平野、山岳等、場所を選ばずに落ちる。周囲の開けた場所にいると、直接人体に落雷することがある。下だけでなく斜めに雷は落ちる。周囲10キロメートルは危険であると言われており、遠くで雷の音がしたら危険という理由はここ

にあります。

現在、大町町では気象庁が雷注意報を発表した際には、防災行政無線により町内全域に注意喚起を行っております。ひじり学園では、携帯型の雷警報器を中学部教頭の机の上に常設し、雷に備えた対応をしております。町の防災行政無線放送や天候の様子、雷ナウキャストの情報などで心配なときは屋外部活動担当者が雷警報器を持って行っております。警報器は60キロ先の雷を感知し、ランプとアラーム音で知らせるものです。警報機により雷が近づき危険が増した場合や、雷ナウキャストの情報で危険性が高まった際には屋外での活動を中止し、屋内に避難するようにしております。

雷現象は大変複雑でまだまだ解明されていないことがたくさんありますので、避雷針については慎重に協議をしていきたいと考えております。

次に、雷の危険性についての指導ですが、雷の危険性についての指導等は学校でも行っております。今年度は3回、下校時刻に雷がひどく下校を遅らせる措置を取りました。その際、各教室では担任から、もしも登下校の際に雷鳴が聞こえたりした場合には、緊急避難として子供110番の家に逃げるとか軒下に逃げるようなことも教えております。また、保護者連絡用のメール「マチコミ」を通して、迎えに来ることができる家庭においては迎えをお願いしました。このように下校については気象情報等を収集し、場合によっては下校時間の遅らせや保護者によるお迎え対応など、児童・生徒の安心・安全を最優先に考えた対応を行っております。

また、特に4年生は理科の授業で電気の学習をしますので、その際に、雷の危険性についても学んでおります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ありがとうございます。本当に予測ができないのが雷でございます。衛生処理場のほうでも、避雷針があるのにやっぱり中の機器いろいろが駄目になったということで対応をされたこともありました。

それで、雷の予測がとにかく難しいので、学習もされているようでございますが、特に子供たちのスポーツ活動では、やっぱり指導者や保護者が積極的に情報を収集していただいて、

適切な判断をすることが大切です。最新の気象情報を確認し、必要に応じて部活動を中止する勇気を持つことも求められていくと思いますので、その点は特によろしく願います。

そして、やっぱりいろいろ資料を見ておきますと、最終的には、雷鳴が聞こえた場合は建物の中に避難することが重要だと書いてありましたので、子供たちにもまた一層の御指導のほどよろしく願います。

次の質問に移りたいと思います。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

3点目は、森林環境税を活用しての整備はということで、鬼ノ鼻山から不動寺にかけ町道聖岳線の倒竹木の整備に森林環境税を活用できないかということでの質問です。

町道聖岳線の両側の整備はできないだろうかと思います。これまで竹や木が倒れて通行に支障になり、何度も連絡したことがあります。高砂から鬼ノ鼻山までの町道は毎年整備されています。今年は特にきれいにされましたので、施工業者の方にお礼の電話をいたしました。また、不動寺から神山までの町道も整備されています。ところが、さきに述べました町道聖岳線は数年手つかずの状態です。実際に点検していただけないでしょうか。道路に面している持ち主に手紙、電話など、対応していただけないでしょうか。町報に掲載して協力の呼びかけも必要だと思います。そして、両方とも実施しているのに町道聖岳線だけが実施していないのはなぜでしょうか。森林環境税の活用ができないか、提案いたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

議員の御質問にお答えします。

町道聖岳線の整備についてです。林業の担い手不足や高齢化などの要因により荒廃森林が増加しており、町道聖岳線でも隣接する森林の竹や樹木が大雨や台風後に倒れ通行に支障が生じる状況が度々発生をしております。大雨や台風の後、また不定期に行うパトロールにおいて通行に支障のある竹や樹木について都度、職員による伐採を行っていますが、業者等による路線全体の伐採等業務については近年行っておりません。今年度は聖岳線の道路清掃費として405万9千円を予算化しており、秋以降に発注を予定していますが、水害対策として

の側溝の泥上げ、路面の安全対策として路肩に堆積している土砂の撤去、側溝蓋やグレーチングが抜けている箇所の確認を主に行うものです。聖岳線の沿線は個人所有の山林が多く、原則的には所有者による管理となりますので、町報の活用や通知等による所有者への働きかけを行い、啓発を行っていきたいと思います。

また、議員が提案される森林環境譲与税の活用についてですが、道路の維持管理ではなく荒廃森林の改善という側面からすると活用できると考えておりますけれども、森林環境譲与税は令和6年度においては117万4千円の歳入となっており、整備費用として充当できる額としては少額であるということでお答えしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ありがとうございます。この中で、森林環境譲与税の基金が前年度が251万4,634円、積立額が118万1,627円、ここで取崩しが14万5,200円出ておりますが、これが何だったのかということと、6年度には355万1,061円に決算のときになっております。基金に関する要綱では、4年10月に効率的かつ適切に運用されたいということで書いてありましたけれども、確かに林野庁からの分で書いてありますのは森林整備、道路になってきますと、その持ち主の山から——とにかく今、木が大きくなっておりますので、そのような木が覆っておりまして、この町道聖岳線のところはとにかく暗いです。そして、両方に草木が茂ったのがたまっていて、溝なんかもどこにあるのか全然分からない状態でございます。

この中に森林整備、人工林の整備等とかいろいろ書いてありまして、その中に、確かに人材がいらない。昔は、本当に私たちが小さい頃はずっと整備されて、ある時期になったらどこでもきれいになっておりましたが、今は業者に頼みながらやっている状態。その業者も、建設業の方たちも本当に高齢化していると思いますので、やっぱりそういったところでの人材の要請をしていきながら、とにかく山の覆った木を何とかしていただきたいというのが一番の私の目的でございますが、その点についてもう一度お答えをお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えします。

令和6年度においては、森林環境譲与税の充当といたしまして、森林の状況をシステム化したクラウドシステムというものがございます。その利用料として9万2,400円の支出をしております。また、ひじり学園の5年生向けに毎年森林教室ということで、こちらは県のほうが先生になっていただいて教室をされておりますが、大町町立ひじり学園についてはここ数年、木工教室、佐賀県産の木材キットを使ってちょっとした台みたいなものを作って佐賀県産の木材に親しんでもらうということで、そのキット代として5万2,800円という数字で支出をしておるところです。ですので、毎年10万円から20万円弱の固定経費というのではないですけれども、ある程度の支出が毎年見込まれる、その残りについてはいろんな活用方法をこれから検討していくことになろうと思っております。

議員がおっしゃるように、以前は自分の山は自分でというところであったと思いますけれども、近年で言いますと、役場のほうにも相続で山を受け継いだんだけど、自分の山がどこか分からないというようなケースも非常に増えております。時々そういう問合せもあつたりというところで、なかなか山に手を入れなくなっているというのが現状、実情だと思っております。

そういった中で、所有者さんに自分の山についての管理を促すというところがございますので、まずは町報はもちろんですけれども、あとは町外、県外の方もいらっしゃると思いますので、そういった方たちへの呼びかけについてはちょっと検討しながら行っていきたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ありがとうございます。

最後にといいますか、クスの原生林がありますね。何十年か前には見に行きましたけれども、町の持ち物だと思いますので、その管理とかなんとかはどうしていらっしゃるのかということを教えていただきたいと思いますし、とにかくやっぱり山のこと——うちも山がありまして、定期的に山のほうに登っております。1か所、不動寺のところに山がよその土地を通っていかなければいけないからということで、うちもそのところは何十年とほったらかしにしているんですよ。だから、今回やっぱり所有者が分からない、自分のところの山がどこにあるか分からないというふうな方たちが多いうでしたら、そういったところ

もやっぱり調査をしていくというか、そういったことも今後考えられないのか、お答えをお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えします。

クスの原生林につきましては、特に毎年経費をつけて管理を行っているという状況ではございませんで、もちろん町有地になりますので、管理については町の管理になろうかと思いますが、これにつきましてはちょっと本日資料を持ち合わせておりませので、後ほど現地等も確認させていただきたいと思います。

それと、町外の方等についても——先ほど答弁いたしました、聖岳線の清掃業務を今回行うようにしております。土砂の撤去等を行って、路面としてはきれいになると思っておりますし、作業に支障があったりする木竹につきましては、軽微な伐採はできると思っております。それを踏まえて、実際に支障がある木が誰の土地かというのも、現地へ行って境界等も確認しないといけませんので、その辺も調査を行っていきたいと思いますし、また、町報等においては全体的な、とにかく一度自分の土地も確認されてみませんかということで呼びかけもしていきたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ありがとうございます。いずれにいたしましても、木の成長が早いものですから、特に今年は本当に草の伸び方も早かったです。そういったことから考えますと、やっぱり環境の変化が起きていると思いますので、聖岳線のところの道のほうはきれいにしていただける、だけど、上に木があるところはやっぱりクレーン車を持ってこないとちょっと無理ですね。そういったことからいきますと、金銭的にも上がるのかなと思います。でも、とにかくされる以上はしっかりとさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

続きまして、2番三根議員。

○2番（三根和之君）

皆さんおはようございます。2番三根和之です。ただいま議長より登壇の許可がありましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回の町政課題として、将来に安心して暮らせる町づくりについて、その取組について1問質問をさせていただきたいと思います。

今年は10月1日現在で国勢調査が実施されます。令和2年度の国勢調査人口は6,293人となっており、今回の町報の9月号を見たところの住民基本台帳人口は5,843人で、これを比較しますと、450人が減少となっております。この傾向を見ますと、今回実施される国勢調査人口は確実に減少すると予想がされます。町民より、人口が減少すると今後の町づくりや政策に影響が出るのではないかと懸念されており、そのため、将来に安心して暮らせる町づくりのために町より強いメッセージが必要ではないかという声がありました。

そこで、3項目質問をさせていただきます。

1点目、人口減少による財政への影響について。人口減少が影響すると思われる歳入項目の中では、特に地方交付税があります。この地方交付税の算定方法は、国勢調査人口により交付されることとなっております。そのため令和6年度の決算を見ますと、総額で19億9,400万円、これは歳入全体の4割にもなっております。この地方交付税が減額すると政策にも影響するために、令和2年度国勢調査人口と比較してどれぐらいの減額となるのか試算をされているか、お伺いをしていきたいと思います。また、今後の見通しとこの減額対策について町の見解をお伺いしていきたいと思います。

2つ目は、人口の減少による行政サービスへの影響です。大町町の移住・定住支援と子育て支援は県内でも優れている政策と私は思っております。しかし、町民の中には、この政策が人口増に反映されていないのではと疑問視される声もありました。そこで、減収を補うために行政サービスの低下にならないのか、そのためには、今の政策以上に新たな政策を考えていく必要があると思ひまして、お伺いします。

3点目です。過疎計画について。令和8年度から令和12年度までの計画期間として、今年度は過疎地域持続的発展計画、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略計画の策定期間となっております。特に過疎計画については時限立法で過疎債の充当事業の計上をして、町の将来を見据えた新しい政策を積極的に打ち出して過疎地域の脱却を目指していく重要な計画となろうかと思ひます。

そこで提案です。

1つ目は、高校卒業生等が地元就職できるように企業誘致のさらなる促進を図っていただきたい。

2つ目は、大町町には保育園から小中一貫のひじり学園があります。他市町では、教育や研究が地域の基盤である学園都市などのモデルを視野に入れて町づくりや経済発展をしたという事例があります。大町町もこの学園都市を検討してはいかがなものかと思います。そこで提案です。地域の企業に直結する職業訓練校の誘致を検討してはどうかと思います。また、過疎債を活用して建設予定の複合施設建設については当町の一大プロジェクトとなると思いますので、町民の皆さんに理解していただくように、誰もが分かりやすい方法で、文章でなく図解により町報等で周知してほしいとの町民の声もありますので、その対応についてお伺いします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

私のほうから、具体的な質問の1つ目となる人口減少による財政への影響についての質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように、国勢調査は5年ごとに実施されており、令和2年に続き本年実施されます。この調査による人口減少に伴い、交付税の減少が予想されるということですが、国勢調査人口数を基に普通交付税の算定に使用される経費について、直近の令和6年、調査年が令和2年、それと令和元年、調査年が平成27年の国勢調査人口数及び影響する交付税額を比較しますと、人口は約480人程度減少しておりますが、交付税額は約1億円程度増加しております。地方交付税制度は、全国どの自治体でも標準的な行政サービスを維持できるよう必要経費を交付される制度と認識しており、人口が減少したことにより交付税が減少するとは一概に言えません。したがって、人口減少を考慮しての試算というのは特段行っておりません。

今後も国全体として人口減少が進行することが見込まれる中で、町としまして、今後も交付税の算定方法、制度の動向に注視しつつ、適切な支出管理及び事業の精査、選択を行い、財政運営に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

川原副町長。

○副町長（川原 恵君）

三根議員の御質問にお答えいたします。

まずは、人口減を補うための政策についてに関する御質問についてです。大町町では、人口減少や地域の活性化といった課題に対応するため、定住・移住の奨励金、出生祝い金をはじめとした子供の成長段階に応じた切れ目のない支援を行ってきており、子育て応援の町として他の市町に負けない施策に積極的に取り組んでまいりました。例えば、定住奨励金で見えますと、全国の自治体でいろいろな移住支援策が実施されている中で、令和元年度から令和6年度までの6年間で101世帯352人、そのうち中学生以下は108人となっております——が定住目的にこの奨励金を活用されており、その成果は出ているものと評価しております。

人口減少は大町町だけで直ちに解決できるものではございませんが、以上のように、現在取り組んでいる子育て支援策や定住奨励金などは即効性、実効性のある施策として成果を上げていることから、町の住みやすさなどと併せまして、これらの取組の情報発信に注力をしていきたいというふうに考えております。

次に、過疎計画に関する御質問です。

大町町過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和7年度までとなっていることから、現在、令和8年度から令和12年度までとなる計画の策定に着手したところです。また、まち・ひと・しごと創生戦略の策定も同時に行っております。

議員から御提案をいただきました取組のうち、企業誘致につきましてはこれまでも取り組んでまいりましたので、成果の検証を行いながら計画の内容を検討していきます。

また、学園都市につきまして、具体的には職業訓練校のようなものを誘致できないかというふうな御提案でございましたけれども、現在上位計画となる大町町総合計画にそういった記載もなく、また実現に当たっては用地の確保をはじめとし、高いハードルと長期的な実行が必要になるものと思われます。いずれにいたしましても、御提案いただいた内容の目指すところ、その目的は定住・移住の促進や働く場の確保ということになろうかと思っておりますので、繰り返しになりますが、企業誘致の促進であるとか子育て支援策や定住奨励金などの即効性、実効性のある取組が有効であるというふうに考えております。

最後に、複合施設に関する御質問です。

複合施設の建設に当たりましては、町の一般財源の支出をできるだけ少なくするために、町の負担に対して7割が国から交付税措置により支援される過疎対策債を主な財源として活用する予定です。今後、進捗状況などにつきましては町報を通じまして町民の皆様にお伝えをしたいというふうに考えております。また、既に区長会などでも御案内しておりますが、地区単位での説明会につきましても区長さんから申出がありましたら柔軟に対応していくことにしております。

以上でございます。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございました。1つずつ精査させていただきたいと思います。

まず、財政の影響、比較して1億円程度が増加するというような答弁をされております。ただ、この交付税の算定の中で人口に直接関係ある項目というのは、皆さんも御存じだと思いますが、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が普通交付税の算定要素であると。その中で人口に対する項目としては、一般行政経費、それから教育費、福祉費、衛生費、消防費、土木費、基準財政需要額の中には、そういう項目に該当する国勢調査人口を基に算定されているということもあろうし、これに高齢者人口並びに児童人口もそれぞれカウントされて、ここに補正係数をはじめ、それから段階補正というふうな積算根拠の中で積算されることとなっておりますと私は理解しております。

そこで、影響がないというのは、実は6,000人から5,000人になったときは、5,000人を下回った場合は段階補正で影響は出てくると私は思うんですよ。ちょうど5,000人から1万人になった段階補正で、それ以下の場合に該当するで、そういう項目が積算にはあろうかと思いますが、実際積算するにはなかなか厳しいというお答えだったと思うんです。やはり間違いなく減額になるという理解を私はしております。

そういう中で、中期財政計画の中でどういうふうな政策、金額を設定されているのかも分かりませんが、やっぱり減少すると支出の項目をいっちょ減らすというような状況が出てきますので、そこら辺の財政を預かる総務課の中で厳しく、中期財政計画も含めて、そして新たな事業、特に先ほど申し上げたとおり、複合施設は一大プロジェクトということを含めて

中期財政計画で対応されているのかも分かりませんが、考え方の中に複合施設を入れて中期財政計画をはじいておられるのかどうか、もう一度総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

ちょっと通告になかった部分にはなりますが、それは当然考慮して算定しているものだと思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

間違いなく、財政を預かる担当課としては、そういうふうな部分で計画を立てておられると思いますが、やっぱり今、物価高騰を含めて、昨日の議会の一般質問の中でも、実際、今の基本構想の中では24億円ありますが、かなり上がるということもありますから、こちら辺も含めて計画立案、そして交付税の影響がないように十分試算をしながら検討していただきたいと思います。

それから次に、副町長のほうから御答弁がありました行政サービスの件ですが、私も実は移住・定住関係の今年度の決算での成果報告の人数並びに去年の人数をちょっと調査したところです。そうしたときには、定住促進条例による利用者が17世帯、5年度についても17世帯、それから移住促進補助金活用者が39世帯、5年度が26世帯とちょっと増えておりますので、この数字を見て、ああ、間違いなかったかなと思いました。ただ、これが本当に人口に反映したかなと。自然減がかなり多いために1か月に10名程度が減少するというのは間違いなく表れると思うんですけど、やはりもう少し力を入れて、この定住促進条例の中でも新たな政策も取り組んでいただきたいと。

具体的にはどんな提案が一番いいかちょっと考えたんですけど、私も定住構想の内容を見ましたが、なかなかどうかと。私の提案としては浮かばなかったんですが、实际的にやっている行政機関として、別枠に新しい構想を入れて呼び込むというようなこともやっていただければと思うわけですが、その新しい政策を取り入れてアピールをしない、ほかのところから来られる人たちがなかなか少なくなるわけですね。そういうことをする

ためにはどうしたらいいのかなということになるかと思いますが、これは私も今までの議会の一般質問の中でも、住民登録の件なり、関係人口を増やすための政策は私も提案させていただいておりますが、なかなかそれも取り組んでもらえなかったということもありまして、もう少し新たなものをアピールするということをしていかんと本当にどうかと。確かにマスタープランの人口を見ますと、間違いなく142人ばかり——具体的に将来人口、ここで令和7年度の場合は5,645人とマスタープランに書いてあるわけですよ。ばってん、現実、住民基本台帳を見れば5,843人ですから、約200人程度今ちょっと増えていますから、予想の減少よりちょっとなだらかになるかなと。このまま続けていっても、最終的には二千何百人というようなことがマスタープランの将来人口にあるんですよね。だったら、本当に脱却するためには、この過疎計画をつくるときにやっぱり新しい政策を見つけないと、職員からの、それぞれの実態把握の中での新しい政策ということも取り入れながらやることも必要ではないかなということで思いますが、町長の見解をもう一度お願いします。（「政策的なものば言われたですか」と呼ぶ者あり）うん、言いよる。（「議長どうですか」と呼ぶ者あり）

○議長（諸石重信君）

今、安心して暮らせる町づくり、その中での財政・行政サービスの影響、そういった中で人口対策というところをお話しされて、従来されているところの中でもう一つ新しい政策は検討というか、考えておられるかということをお聞きされたい……（「そうです」と呼ぶ者あり）

○2番（三根和之君）

これは政策ですので、町長にお聞きしてよろしいですか。（「はいはい」と呼ぶ者あり）
そいぎ、町長をお願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

政策ということで私のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、まず、先ほど副町長が言いましたとおり、大町町の政策は全て総合計画にのっとって、その範囲でいろんな政策を考えていくというふうなやり方が市町のやり方だと私は理解しております。その中でできることを一生懸命して人口増につなげたいとは思っておりますけれども、実際、人口減少に歯止めがかかっていないということは、本当に改めておわびを申し上げたいと思

います。

ただ、いろんな今の子育て、あるいは移住・定住政策をやっている中で移住者が増えているというのは御理解いただけだと思います。全体的な人口は、もちろん自然減もあります、社会増減もありますけれども、大町町の場合は高齢者が多いということで、どうしても自然減が多くなるというふうに思っております。そういう中で、移住を、あるいは定住を促進するというのは非常に重要な政策ということで今取り組んでいるところでございます。

三根議員のお話を聞いておりますと、新たな政策ということですよ、それが企業誘致ということでお話をされました。これは今までもやってきておりますし、今後もやっていかなければならないというふうに思っております。そして、企業誘致も雇用の拡大という意味では単なる企業誘致でしょう。ただ、人口増ということ考えたときには、やはり企業があってもよそから通勤されることが多いと思います。ということは、大町町に住んでもらうためには移住・定住政策、そして子育て支援政策というのが私にとっては必須な事業だと、政策だと思っておりますので、その辺のところは、全体的に人口は増加していないと思っておられるのかもしれませんが、重要な政策だと思っており、今からも引き続きやっていきたいというふうに思います。

そしてもう一つが学園都市についてですけれども、学園都市は長期的に考えていかなければならない政策、そして、投資についても相当要るのかなと思いますし、土地の問題もあると思いますので、三根議員がどんなイメージを持って、何を核にした、どういう将来像を目指した学園都市なのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。私が考える学園都市は、そう簡単にはいかない。いろんなそういう要素を持っている市町は全国にいっぱいあります。そこが学園都市として人口が増えているのかと考えたときには、相当な研究、精査が必要だと思いますので、今のところ、先ほど申し上げました即効性、実効性がある政策をやっていかなければならないと思っておりますので、三根議員がイメージされている学園都市についてお伺いをしたいと思います。議長よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

はい、許可します。

○町長（水川一哉君）

よろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

では、先ほどの御質問で。三根議員。

○2番（三根和之君）

率直に私の学園都市の構想といたしましては、小中一貫校であります。町立に伴う高校の誘致、そして用地の話は別にして、技術的な高校を町立でやるというような発想の下で学園都市をつくったらどうかと。そうしたときには、町立でやるというキャッチフレーズを含めて全国に発信すると。そこにプラス寮をつくって町外から呼び込むということで、全寮制にしてつくるというような発想をちょっと私なりには思っていました。そういうことでお答えをしていきたいということ。

再度町長に御質問をさせていただきますが、企業誘致の中で私も一般質問をさせていただいた、これは令和4年3月議会だと思いますけれども、中央部のある企業が倒産して、現状的にはあれから進展もしていないし、状況的なことはどうなっているのかなというようなことも考えられますので、この企業誘致の中では、新たな企業を誘致してもらおうという気持ちも、私は趣旨の中には企業誘致という形で言っておりますので、そこら辺の経過のことも町長が知っておられる範囲で結構です。町民の方にもどうなっているのかなということもこの場で言っていて、お願いしたいと。

実は私はちょっと調べて、全国的な事例で人口が増加した町というのはやっぱりあるんですよね。それは間違いなく——島根県邑南町ということで、ここは日本一の子育て村と、こういう事例がありますので、やっぱりキャッチフレーズも含めて町長がアピールすると、トップセールスしていくということもやっぱり必要ではないかなと思います。

それで、これは全国的に成功した事例の中での検証としては、やっぱり成功事例の要因とこののを私も見せていただいて、中身ば見ていけば、移住者との共感てろ、共同てろ、暮らしの支援てろ、関係人口てろ、子育て世代に特化した手厚い支援と、そして町民全員で自分たちの町をつくるという意識の高揚を図ると、こういうことを町が伴走支援をして町の活性化を図っていくというふうな取組をしていかんとなかなか厳しいと。先ほども申し上げたとおり、町長がトップセールスマンとしてキャッチフレーズをやっぱり全国に発信するというふうな姿勢を持ってもらわんといけないかなと。

私たちが議員になって2年を過ぎました。あと2年しかありません。私たちができることは今やっぱり提案していかなければいけないし、それを町が伴走しながらやるということを町長には特にお願いをしておきたいと思いますので、町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、学園都市とはという御意見を、考え方をお聞きしましたけれども、私の感覚では、この学園都市というのは大規模な教育機関、あるいは研究機関を集積して、その御家族や御本人たちに住んでもらう、学生たちもそうですが、そういうことが学園都市、そして市町は住環境を含めて、ハード、ソフトを含めてその資源を整備していくということだろうと思っております。相当の年月と財源が必要だと思っております。三根議員は全寮制の町立高校をとという話をされました。学園都市についての成功例もあるということです。調査研究はしていかなければならないと思っておりますけれども、全寮制の町立高校を核とした学園都市というのは考えておりません。

それから、企業誘致のことですけれども、三根議員もいろんな視点から御質問をしていただきましたけれども、今、撤退された中心の企業については、これも何遍も申し上げたと思いますけれども、外資系の投資会社の所有となっております。外資のほうですので、そちらのほうにはなかなか直接はお話できません。そういう中で、佐賀県と共にそういう情報収集には努めておりますけれども、今のところ、それ以上の詳しい情報はありません。引き続き注視をしていきたいというふうに思っております。

それから、トップセールスについてのお話ですけれども、私もさらに汗をかいていかなければならないというふうに思っております。成功例をいろいろ言われましたけれども、私もその成功例というのは見てきております。そういう中で、子育て支援なり、移住政策を進めているということで、キャッチフレーズも子育て応援のまちということで町はやっております。しかし、議員が先ほど言われたように、町民が疑問視しているということでそれを否定したような言い方をされますので、町が出したキャッチフレーズは皆さんも一緒になってアピールをしていただきたい、これはお願いしておきたいというふうに思います。

いろんな形で成果もありますし、そしてまた、疑問視する点もあろうかと思っておりますけれども、それが成功するように、全国に広まっていくように議員にも力を貸していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

実は最後の福祉施設建設に伴う町報等の周知、それから区長会の要望があればやるというふうなことも聞きましたので、もう一度質問しようかなと思っていましたけど、答えがそういうふうにあったので。やっぱり文章じゃなくて図解でということを行いましたので、このパブリックコメントの25ページにあるような、年次計画をこういうふうにします、こういうふうにつくっていきますともう既につくられていますから、そういうのを町報に掲載すると。特に私も高齢になりまして、新聞を見るのもちょっと乏しくなりまして、やはりそういう図解で説明するようなことも取り入れて、分かりやすく町民に親切にそれぞれ広報しながら一大プロジェクトの達成について頑張っていきたいと思います。そういうことを含めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

すみません、三根議員、さっき「福祉施設」といわれたのは「複合施設」でよかったですね。（「はい、そうです。すみません、複合です。そういうことでよろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）分かりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

4番江口でございます。今回は3問の質問をします。

1番目、大町の外国人の移住・定住対応策について、2番目、身寄りのない独居高齢者の救済について、3番目、スクールバスの導入について、以上の3問をお伺いします。

まず最初に、大町の外国人の移住・定住対応策についてという点で質問いたします。

さきの参議院選挙のときに、にわかに外国人問題というのがクローズアップされ、争点の一つになりました。何とかファーストとか、そういう言葉が出たのが一つのきっかけじゃな

かったかと思います。町なかでもよく外国人の方のお顔を拝見するようになり、ああ、やっぱり随分外国の方が増えたんだなという印象を持つようになりました。

まず、具体的な質問の前に、いきなり外国人をどうするか、受け入れるのか、受け入れないのかというところに持っていったらなかなか判断が難しいと思いますので、ちょっと背景的なことを御説明したいと思います。

この問題が起こった最初のきっかけというのは、日本が少子高齢化で労働力が不足している、出生数が70万人を切って68万人まで下がった、このままだったらなかなか働き手が確保できないというところで、外国人の方を労働者として確保しなきゃいかん必要性が社会的に生じてきたと認識しています。現在、外国人の方は日本で全国的には367万7,463人、佐賀県は1万1,175人、これは前年よりも16.39%増えています。国のほうの見通しでは、2070年には人口の1割、10%が外国人になるんじゃないかと。要するに、最近はこのペースでいけばもっと早まるんじゃないかと、そういう危惧も——危惧なのかどうか、その辺はちょっと判断が難しいところがありますけれども、そういう状況であります。

私はここであんまり言いたくなかったんですけども、背景はさっき言いましたように、少子高齢化が進んで人口が減ってきたと、労働力が不足しているということで外国人労働者を受け入れるというような建前的な解釈がありますけれども、背景的には、企業団体が安い労働力を確保するために外国人労働者を受け入れるように国に要請した、その要請を踏まえて、国はどんどん外国人を受け入れるようになったと。こういう建前的な減少の問題と本音の狙いの部分があるかと思いますが、結果、どういうことになっているかというと、いろんな問題が発生しております。メディアなんかも取り上げることがありますけれども、外国人による犯罪の発生、習慣の違い、ルールを守らない、外国人が増えちゃうと殊さら大変なことになっちゃうんじゃないか、犯罪が多くなるんじゃないかと。これは外国人の方の名誉のためにお伝えしたいんですが、統計的には、日本人も外国人も犯罪の発生率はほとんど大差がないというようなデータが出ております。むしろ外国人のほうが、彼らが何か変なことをやったら、あるいは不法行為をやったら在留資格がなくなっちゃいますから、それが一定の歯止めになっているという捉え方をする人もいるような状況です。基本的には多くの外国人の方が真面目に働き、お金をためて母国へ仕送りをされていると、そういうのが僕はあらかたの実態だと思っております。現状認識として、外国人を移入することによってもろもろの問題点はあるが、既に進んでいる、増えているという現実があるわけですから、この

現実を踏まえて我々はどうか対応していかなければいけないかという問題が出てくるわけです。

国のほうは外国人を労働力と捉えているみたいです。ただ、実際、日本に来て働いている方々、地方にとっては外国人の方は労働力であるけれども、地域住民であるという認識が必要であり、それに向けた対応をされています。地域住民という捉え方ですね。ただ、今まで全然違った歴史、文化で育った外国人ですから、なかなか最初は日本になじめないと。あの外国人はごみ出し日じゃないのにごみを出してとか、地域のルールを守っていないじゃないかと、そういう不平不満なんかもいろいろありますけれども、これは伊万里の何とか造船の人だったかな、外国人はルールを破っているんじゃない、ルールを知らないんだ、だからルールを教えてやればいいんですよというコメントを見て、ああ、なるほどな、そういうことかと。現にそういうことを踏まえて、地域住民の一員としてみんなと仲よくやっていくために、みやき町なんかは外国人に対してごみ出しハンドブックとかを作っていますね。ごみの分別、あるいは、出す日なんかを外国人の方に周知徹底するようにごみ出しハンドブック、それとやさしい日本語版、そういう取組を——いろんないきさつ、外国人が増えたとか、そういういきさつは聞く。現実問題として外国人は増えている、日本社会の中に溶け込んでおる、日本社会、日本経済を支える一助になっていると、そういう現実を踏まえれば、これは何とか仲よくやっていくほうが現実的な方向じゃないかという捉え方ができると思います。そういう背景を踏まえた上で、質問の趣旨を読ませていただきます。

少子高齢化が進む日本。人口減も深刻で、1月の人口動態調査によると、出生数68万人、死者数159万人で約90万人の人口減、これは佐賀県の人口78万3,000人をはるかに超える数字である。こういう背景の中で、安倍政権時代に入管難民法が改正され、人手不足を補うため外国人の受入れを本格化。結果、外国人は増加し367万7,000人に達していると。佐賀県内でも昨年より16.39%増加して1万1,175人。外国人に対する個人的な好き嫌いの問題はともかく、日本経済を回すため、人手不足を補うためには必要不可欠の存在となっている。こういう状況を踏まえて、大町の外国人に対する対応策と課題を伺います。

具体的な質問内容です。

1 番目、大町在住の外国人の数は。出身国と就業している仕事の内容は。

2 番、大町の移住ガイドブックの支援制度は適用されるのか。

3 番、大町の外国人移住・定住者に対する基本的な考え方と今後の対応策。既に行っている対応策があれば、その内容は。

4番、一部民間団体では外国人を対象に日本の文化と伝統を教え、日本語のトレーニングを行っているが、町はどのような支援をしているか。

5番目、多文化共生社会の推進と排外主義の克服が今後の課題と思うが、大町町の考えはいかがなものでしょうか。

以上、1番目の質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

私のほうから1番目の質問ですね、大町在住の外国人の数は、出身国と就業している仕事の内容はというところをお答えさせていただきます。

大町町の外国人住民数につきましては、住民基本台帳年報、令和7年1月1日現在で43人となっています。国籍につきましては、韓国、カンボジア、中国、ネパール、パキスタン、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、米国、ニュージーランドとなっています。また、就業されている方の仕事内容については把握をしていません。

○議長（諸石重信君）

川原副町長。

○副町長（川原 恵君）

江口議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、大町町の移住ガイドブックに掲載されている支援制度の適用についてお答えいたします。

原則としまして、大町町内に定住の意思を持って住民基本台帳に登録をされ、居住実績がある方であれば、制度ごとで若干条件など異なりはありますけれども、国籍に関係なく申請できる制度となっております。

続いて、外国人移住・定住者に対する基本的な考え方などについてお答えいたします。

町では外国人住民も地域社会の一員であり、共に暮らし、共に地域を支える存在であると認識をしております。多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる町づくりを目指すためには、文化や習慣が異なる中で大町町に移住・定住された外国人に対する対応は重要と捉えております。現在行っている具体的な対応は、分かりやすい言い回しでの防災無線の放送、役場窓口における外国人のための生活ガイドブックの配布、相談窓口の案内があります。

続いて、民間団体の取組に対する町の支援についてお答えいたします。

P Rも兼ねてあえてお名前を御紹介させていただきますが、今年4月に町内の方が中心となって地域日本語教室「にほんご こりすくらぶ」を立ち上げられました。8月13日のふるさと大町納涼まつりの際は、活動の一環として日本文化体験イベント、浴衣体験会を企画され、町内外から30名の外国人の方が浴衣姿で楽しいひとときを過ごされておりました。町ではこの団体の取組を高く評価しており、企画政策課が窓口となり協力や支援を行っております。具体的には、活動場所の提供や活動内容の周知に関する協力、補助金制度の御案内、イベント開催時のサポートを行っております。「にほんご こりすくらぶ」の活動は、文化や習慣が異なる外国人住民の方が大町町の暮らしに慣れ親しんでいくための重要な活動と認識しておりますので、引き続き協力していきたいと考えております。

最後に、多文化共生社会に対する大町町の考え方についてお答えいたします。

多文化共生社会の推進には、それぞれの文化、習慣や宗教の違いなどを相互に理解し、尊重し合い、同じ地域の住民として共に活躍できるような地域づくりを行うことが重要であると認識をしております。また、多文化共生に関係する分野は多岐にわたっておりますことから、地域全体で取り組む必要があります。国や県だけではなくて、先ほど御紹介いたしました「にほんご こりすくらぶ」のような地域の団体やC S Oなどと共に連携、協力し、まずは地域生活や防災分野など身近なところから取組を進め、地域の中でお互いに顔が見える関係づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。基本的には、大町町としては多文化共生社会の推進を進めると、それで「にほんご こりすくらぶ」という名前が出ましたけれども、協力してやっていくという確認ができたので、ちょっとほっとしております。

ただ、この問題は何か根が深いんですね。外国人比率が10%を超える市区町村というデータがあるんですけれども、1位は北海道の占冠村、外国人比率36.60%、3割以上が外国人なんです。北海道はほかにも赤井村とか、いろいろあります。これはスキーとリゾート地を目的にした外国人の移住・定住、あるいは土地の取得とかということみたいですね。あとは、やっぱり都会が多いですね。大阪、東京辺りが10%以上、既に起こっているというような状

況であります。

皆さんも御存じのように、国がここのところアフリカ諸国に対して、日本の自治体の4つをホームタウンとか、ああいう報道がなされて大騒ぎになって、すぐそれを訂正したりとかという問題もありましたし、あとインド等の首相が来日した際の話なんかは、これから先、インド50万人、バングラデシュ10万人、インドネシア25万人、いよいよ大量移民が始まるとか、そういうふうな記事もありますけれども、流れとしては移民を多く受け入れようと。日本国そのものは今現在、移民という言葉は使っていませんけれども、事実上の移民であることは間違いありません。だから、いろんな問題が出てくるかもしれないけれども、さっきもちょっと紹介しましたけれども、統計的には、外国人が増えたから犯罪率が物すごく増えるというわけでもない。そういうことでございますので、現状を踏まえると、過去に関する、あるいは動機に関しての不平不満というのはあるんですけれども、現状を踏まえてみると、それはできるだけ仲よくやっていって、ルールを破っているんじゃないと、ルールを知らないんだからルールを教えましょうという観点でこれからもいろんな手助けというか、対応をしていただければと思います。

1 番目の質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4 番（江口正勝君）

2 番目の御質問でございます。2 番目は、身寄りのない独居高齢者の救済について。

新聞で見てびっくりしたんですけれども、大変な数の独居老人の方が1人で、誰にみとられることもなく亡くなっていると。内閣府がまとめた数値を見て、これは人ごとじゃねえぞ、他人ごとじゃねえぞというふうに思いましたので、あえて取り上げさせていただきます。

私は基本的には福祉課の日頃の対応、仕事ぶりには甚だ感謝しております。私も一部民生委員的なこともやらせてもらってましたので、その状況の厳しさ、現場対応の難しさというのは認識しているつもりでいますけれども、改めてこの問題に関してお伺いしたいと思います。

私が感じたのは、何でこういう状況が、身寄りがない独居老人、これはやっぱり時代背景の移り変わりという視点で捉えなきゃいかんと思うんですね。これはぽっと降って湧いたようなあれじゃなくて、私が思うのは、つながりがなくなった現代、そういう時代に入ってきて

ていると。昔は3世代同居や大家族主義が当たり前だったんですが、今は核家族化が極端に進んで、あと夫婦共働き、そういう状況で親戚や隣人とのつながりが薄くなったという実感を覚えております。その結果、親戚とも疎遠に、隣近所との付き合いも希薄になり、結果として身寄りのない独居高齢者が増えたという捉え方をしております。何とかしなきゃいかんだろうということで国も動き始めています。厚労省が動き始めて、新たな対応策をやろうということではいろんな報告書を出しております。

実際問題として、独居老人になった場合、自分の財産管理、健康管理、あるいは亡くなった後の葬儀等のあれを、ある種、民間団体が有料で対応しているんですね。これは結構馬鹿高いらしいんですよ。これじゃ、年金暮らしとか、そういう方々の独居老人の方は対応できるんじゃないと、そういう現実があるので、国がやっぱり何とかしなきゃいかんと。低単価、状況によっては無償でそういう対応、手当てをするというような方向性を取り始めているというふうに聞いておりますというよりも、新聞等で確認しました。

私たちは、町としての取組も当然国の方針を受けて重要だと思いますけれども、「向こう三軒両隣」の精神の復活をと、これは私だけじゃなくてみんなそう思っていると思うんですよ。時代が変わったんだからしょうがねえだろうというふうに一言で切り捨てられるかもしれませんが、「向こう三軒両隣」、通りを隔てて前3軒、自分のうちの隣2軒の5軒、この精神を——この精神というのはどの精神かというと、やっぱりいい意味での近隣の家庭事情が分かっていると。あそこにはじいちゃんとばあちゃんがいて、おばあちゃんはちょっともうろくしてきたとか、そういう「向こう三軒両隣」の範囲内での地域情報が分かっている、であるから、何かあった場合に対応できると。これは「輪ちゃんクラブ」とかを見てみると、いろんな取組をされています。あと、民間でも「縁ジョイ大町クラブ」が立ち上がっていろんな対応をされているということがありますがけれども——ちょっと質問趣旨を読んでみます。

配偶者や子供など親族のいない高齢者が増えている。親族のいない65歳以上の高齢者は2050年には448万人に上り、2024年の1.5倍となる見込み。こうした中、2024年には自宅で誰にもみとられることなく亡くなった孤立死、孤独死とも言いますが、孤立死は2万1,856人に達したと内閣府が発表した。半端な数じゃないですよ、2万人以上ですからね。政府は孤独・孤立対策推進法の施行を受けて、昨年6月、悩みや困り事が深刻化する前に地域住民が担い手として支える「つながりサポーター」の養成促進を柱とした重点計画を策定した。

町民の高齢化が進む大町でも似たようなケース、似たようなケースというのは、亡くなられたというケースですね——似たようなケースが散見される。これらの状況を踏まえて、大町の対応策を伺いたい。

質問１、大町在住の65歳以上の独居高齢者の人数は。生活資金や健康状態の把握はできていますか。

２番目、区長や民生委員の見守り活動だけで十分か。

３番目、令和版「向こう三軒両隣」精神を生かした地域住民同士の連携が必要では。それを妨げている原因をどのように分析していますか。

４番目、国の方針を受けて具体的な取組は始まっているのか。国の方針を受けてというのは、さっき冒頭で言いましたように「つながりサポーター」の養成促進とか、そういうことを決めちゃっていますので、それが地方のほうまで下りてきているのかどうか、その辺も含めての御回答をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

福祉課長。

○福祉課長（釘本あゆみ君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

まず、町内在住の65歳以上の独居高齢者数についてお答えいたします。

住民基本台帳上の独居高齢者と実態に相違がありますので、大町町社会福祉協議会が地区民生委員に依頼して実施した調査の結果を基に御報告いたします。

令和７年４月１日時点で独居高齢者は510人、入所・入院中の方を除外すれば416人となっております。その方々の生活資金や健康状態について町は全てを把握しておりません。

次に、区長や民生委員の見守り活動だけで十分かという御質問ですが、区長や民生委員の見守りだけでは限りがあると認識しております。そこで、町が実施している主に独居高齢者を対象とした見守りの取組について御説明いたします。

１つ目は、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業です。これはおおむね65歳以上の虚弱もしくは寝たきり等の独り暮らし高齢者などに対し、急病や災害など緊急時に備えて緊急通報装置を貸与することで即応体制を確保し、対象者の不安の解消を図るものです。

２つ目は、愛の一声運動です。これは大町町民生委員児童委員協議会に委託して行うもので、65歳以上の独り暮らしの高齢者などの世帯を民生委員から依頼された協力員が訪問し、

安否の確認や孤独感の解消を行います。

3つ目は、食の自立支援事業、いわゆる配食サービスです。食事を賄うことが困難な65歳以上の独り暮らしの高齢者世帯等を対象に、高齢者向けの栄養バランスを考えた夕食を提供する事業ですが、配達時に声かけ、安否確認を行っております。

4つ目は、高齢者安心見守りネットワーク事業です。この事業は、町民や事業所の皆さんに日常生活や日頃の業務の中で高齢者をさりげなく見守っていただき、異変に気づいた場合は電話等で町へ連絡していただくことで適切な支援につなげるものです。現在、49の団体、事業所と協定を締結しております。

5つ目に、住民主体の通いの場の推進です。通いの場とは、身近で気軽に集まれる場所で、週1回、いきいき百歳体操などを行う住民主体の自主的な活動を行う場のことです。通いの場を通して高齢者同士の見守り、交流の場、居場所を確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを目指しています。

最後に、地域包括支援センターにおける見守りです。区長、町民生委員等からの情報で特に見守りが必要と判断された高齢者については、関係機関との情報共有や随時訪問などの対応をしております。65歳以上の高齢者数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢者数は増加することが推測されています。地域住民、区長、民生委員等各種団体、事業所等との連携の下、重層的な見守りを継続していきます。

次に、地域住民同士の連携が必要では、それを妨げる原因をどのように分析しているのかという御質問にお答えします。

地域住民同士の関係性の希薄化をもたらす要因としましては、人口減少、高齢化、家族構成の変化、共働きの増加、ライフスタイルの多様化、SNSの普及、新型コロナウイルス感染症等、一般的に言われていることと同様であると考えております。地域住民同士の連携が必要ではとの御質問ですが、地域のつながりの希薄化は住民の社会的孤立や地域機能の低下を招きやすくなります。

そこで、町が取り組んでいることの一つとして、生活支援体制整備事業があります。これは愛称「輪ちゃん」、人の輪、地域づくりの輪という意味を含めまして「輪ちゃん」と呼んでおりますが、その「輪ちゃん」が地域の支え合いの構築を図るため「輪ちゃんだより」を発行したり、地域座談会を開催しております。座談会では、町の現状や課題、高齢者を支えるために地域で何ができるか話し合いを行っております。

また、町企画政策課が行う地域の絆づくり支援事業においては、独り暮らし高齢者や社会的弱者の見守り活動等、高齢者を中心として行う地区の事業に係る必要な経費について補助を行っております。

その他としまして、老友クラブ連合会では会員同士の見守りや友愛精神に基づく独居高齢者を対象としたボランティアヘルパー事業など、支え合いづくり、地域づくりに取り組んでおられます。地域コミュニティの活性化は地域住民の皆様の御協力が不可欠です。町、地区住民、老友会等との各種団体が力を合わせ、地域の支え合いの構築に取り組んでいくことが重要と考えます。

続きまして、国の方針を受けて具体的な取組は始まっているのかということに対してお答えをいたします。

孤立死や孤独死についてまず説明をしますが、孤立死の定義については、内閣府は死後から発見までの日数を生前に社会的に孤立していたことが強く推認される8日以上としています。1人で亡くなられた高齢者を見逃さず一刻も早く発見するためには、日頃から人とのつながりを持つておくことが重要だと考えます。そのために「輪ちゃんだより」等を通じて孤立を予防する取組を始めていきます。また、高齢者安心見守りネットワーク事業に賛同していただく事業所を増やすなど、見守り体制を強化します。さらに、孤立状態や重篤な状態にある高齢者を発見した場合、適切な医療や支援につながるよう、医療、福祉、介護等の他職種連携、区長や民生委員等との連携を深めてまいります。

最後になりますが、身寄りのない独居高齢者についてです。身寄りのない独居高齢者数は把握しておりませんが、核家族化や未婚率の上昇などを背景に今後増加するものと推測されます。町では、本人の意思決定能力が低下した際に備えるため、関係機関と連携し、成年後見制度の活用、人生の最終手段における意思決定支援、エンディングノートなどの周知に取り組んでおります。引き続き高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送り、尊厳ある最後を迎えることができるよう庁内、関係機関とも連携し、支援策を推進していく所存です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。いろんな取組をされているということは私もよく知っております。ただ、孤独死が2万人を超えるというのはちょっと半端なあれじゃないですからね。私

の地域でも似たようなことがあったんですよ。1週間前に声がけに行って、見守りに行って、その間の1週間の間に亡くなっていたとか。区長さんにしても、民生委員にしても毎日に行けませんからね。だから、その辺の隙間を何とか——だから、本当に一番分かっているのは隣近所に住んでいる方ですから、そういう方々の声を今現在も拾い上げられていると思いますけど、町民の方々一人一人がそういう意識をちょっと深めてほしいですね。隣のことは隣のことがたいとかというんじゃないけれど、明日は我が身じゃないけれども、やっぱり自分も年を取ったらいろんなお世話になることもあるんだから、そういう意識面での向上も何か取り組んでいただきたいとお願いしまして、この問題は終わります。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

最後の質問でございます。スクールバスの導入についてという質問でございます。

これは昨日山下議員が今年は物すごい猛暑であると、児童の中に熱中症とかにかかったような報告はありますかという問いかけに、ありませんということだったのでほっとしております。ただ、6月ぐらいから今の9月、暦の中では秋真ただ中なんだけど、この暑さ、30度を超えて、下手すると35度ぐらいまでになると。野菜作りをされている方なんかはよく分かると思いますね。この暑さで通常でないような自然災害が起きていると。当然これは生身の人間にもそういう可能性があるということで、私も町民の方からちょっと提案があったので、あえて触れさせていただきます。

スクールバスの導入について。

最近の想像を超えた大雨や酷暑などの気候変動変動は、通学する子供たちにとっては脅威である。特に今年は35度を超える炎天下が続き、通学中の児童の熱中症が心配された。加えて、時折報道される通学時の児童の事件・事故のことを考えると、大町にもスクールバスがあってもよいのではという町民からの意見、要望がありました。特に学校から比較的遠方にある高砂地区、開田団地を含む中島地区の児童については必要性があるのではないか。導入している多久市では、自転車通学や徒歩通学上の事故防止や危険回避に貢献しているとの評価もあると。

具体的な質問内容は、大町にスクールバスは必要ですかという問いかけ。これまでに通学に関する町民からの要望や問題、課題の提起はありましたか。

2 番目、健康のため、脚力アップのために我が家の子供は歩かせるという家庭もあると思うが、必要と考える家庭に対する対応は。

3 番目、マイクロバスの購入費や運営費用等、それなりの経費はかかるが、児童の安心・安全を考慮すると必要経費ではないのか。

4 番目、まちバスとの協力や運行変更等で代替機能を果たせないか。

5 番目、通学距離 4 キロ以上の児童については国の補助金もあるとのことだが、それらを活用する考えは。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

大町町の通学路圏は半径約2.5キロメートルであり、スクールバスの導入は考えておりません。理由としましては、他市町でのスクールバス導入の主な理由としましては、通学中の危険回避というよりは、学校の統廃合に伴う遠距離通学への対応が主な目的と認識しております。

また、通学に関する町民の方からの要望や問題、課題等の提起はあっておりません。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4 番（江口正勝君）

そういう答えが来るのかなと思っていましたけれども、この異常事態、今後、これから先もそうなる可能性がありますので、これは必要性が薄いということはある程度分かります。私は多久にもちょっと話を聞いてみました。平成25年に10校あった学校が3校に統合されたと。その結果、遠い児童は七、八キロも距離が離れたところから通わにやいかん。それを解消するために16台のマイクロバス、あと山間地用に1台のハイエース、計17台を使うと。経費も馬鹿でないと。マイクロバス1台、当時で2,000万円ぐらい。それで、この運用は民間に委託して年間7,500万円ぐらいの経費がかかると。車代は多久が持つとるわけだけど、運用費は人件費、車検料、ガソリン代を含めて1台450万円で民間に委託しているということ

で、かなり金がかかると。多久市の場合は、小学生が2キロ以上離れている人がスクールバスに乗れる対象、中学生は6キロ以上が対象。高砂辺りから来ると大体3キロぐらいあるんですよ。2キロ以上にはなっているんだけど、緊急性という意味では町の判断が妥当かなという気持ちもしています。

ただ、これから先、異常気象とか、あるいは事件・事故の防止とかということを考えれば、1台ぐらいあってもいいんじゃないかなという気するし、まちバスの運行利用を兼ねて、毎日ではできなかった場合でも災害時、あるいは災害が予想されるような気象条件があれば、それに対応する備えはあってもいいんじゃないかと思っています。取りあえず、現段階においては大町ではスクールバスは持たないという捉え方でよろしいですね。これはこれから先もそうかどうか、最後それだけちょっと確認させてください。今後も含めて、スクールバスは大町町としては持たないのか。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

気象変動等がございまして、仮に厳しい通学状況等が発生した場合には、そのときに応じて、町として協議しまして対応するような検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

絶対やらないというわけじゃないですね。必要性が生じたら、臨機応変に対応の可能性があると。これはやっぱり最低限そのくらいの答弁は必要ですよ。初めからやらないと決めちゃったら、にっちもさっちもいかないですからね。現段階ではその必要性がないという認識は分かりました。ただ、状況の変化によっては対応することだけは要望している町民の方には伝えておかなきゃいかんと思います。100%駄目だよということだったら、夢も希望もねえやとなっちゃいますからね。

ありがとうございました。終わります。

○議長（諸石重信君）

これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時50分 散会